

参議院文教委員会會議録第二十七号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)午前
十時二十一分開会

委員の異動

五月十一日委員白井勇君辞任につき、
その補欠として笹森順造君を議長にお
いて指名した。

五月十二日委員川口爲之助君辞任につ
き、その補欠として白井勇君を議長に
おいて指名した。

五月十四日委員笹森順造君辞任につ
き、その補欠として川口爲之助君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

加賀山之雄君

理事

有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木 興吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
村尾 重雄君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

文部政務次官 竹尾 式君
文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君
事務局側

常任委員

会専門員 工業 英司君

本日の會議に付した案件

○教育、文化及び學術に関する調査の
件

○修学旅行の手引発行に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律の施行に伴う関係法律の整理
に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文
教委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。五月
十一日白井勇君が辞任され、補欠とし
て笹森順造君が選任されました。五月
十二日川口爲之助君が辞任され、白井
勇君が選任され、また、五月十四日笹
森順造君が辞任され、その代りとして
川口爲之助君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 文部大臣が
閣議のため若十おくれて出席されます
ので、まず修学旅行の手引発行に関す
る件を議題といたします。

○矢嶋三義君 終戦後の教育において
は、経験領域を広げるといふ立場か

ら、修学旅行が教育計画の一環とし
て、ずいぶん活発に取り上げられるよ
うになりましたが、現在法によつて指
導と助言の義務と権限を持つている文
部省は、今の修学旅行といふものをい
かように考えておられるか、その点に
ついてまずお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(竹尾式君) お答え申し上
げます。修学旅行の件につきましては
は、御承知のように昨年の五月十一日
でございましたが、例の不幸な紫雲丸
事件が起りましたから、特にこの児童
生徒の修学旅行につきましては、特に
留意をいたしまして、留意をいたしな
がらも、その旅行の趣旨、目的にかな
いますように、せっかく考慮を払っ
て、その目的の達成のために努力をい
たしておる次第でございます。なお、
少しくどくどくなるか存じません
が、お尋ねの点を少し敷衍いたしまし
て、今日まで私どもがとつて参りました
経過について、ちょっとお答えをさ
していただきますと存じます。

昨年の紫雲丸のあの事件が起りました
から、文部省内には任意団体で
ございまして、委員二十七名からなり
ます。委員長は河原春作先生をお願
いいたしました。二十七名からなりま
す修学旅行協議会というのを作ります
して、昨年の六月の一日から二十九日
の間五回ほど続けて會議を開きまし
て、その結果に基づきまして昨年の九月
の十三日に、これは田中事務次官の名
前をもちまして修学旅行の適正かつ安
全な実施につきまして、通達をいたし

ました。これはお手元に資料としてお
配り申し上げたと存じております。

その後の私どものとりました措置に
つきまして申し上げますと、第一
に、日本国有鉄道との交渉でございま
す。修学旅行の適正安全を期するため
に、これは輸送問題の解決が重要であ
ることは申すまでもないことござい
まして、この点につきましてしばしば
国有鉄道と交渉をいたしました。その
結果、国鉄におきましては各鉄道局長
にあてまして通達をいたしまして、ま
ず車に乗る乗車の問題でございま
す。子供たち、児童、生徒を乗せる乗
車の率の問題でございまして、これは
最大限三人がけまでを認め、あと廊
下に寝かせるとか、すわらせるとかと
いうことを禁止するようにお願いをい
たしまして、つまり乗車率一五〇%を
こえないように厳守をさせることに
いたしました。また、団体用
の臨時列車の配車の計画の適正化を進
めることを交渉いたしました。

それから第二は、輸送の計画の調整
でございますが、これは文部省の統計
課におきまして全国の中学校、高等学
校に対して調査を行ひまして、昭和三十
一年中の修学旅行の計画を求めたの
でございまして。その結果は、国鉄の輸
送計画、事実上の重要資料として利用
されまして、ことしに入りましてから
は、この汽車の混雑の度合というもの
が、著しく改善をみたという結果に
なつておると思ひます。

第三番目が、都道府県の教委に対す
る指導の点でございますが、文部省と

いたしました。指導部の課長會議等
の機会をとらえまして、修学旅行の適
正化について常に注意を促して参つた
のでございます。

第四番目は、各教育委員会におきま
す指導の強化の点でございます。各
都道府県の教委、市の教委等におきま
してこの旅行基準の作成をすること、
またはこれを修正すること、それから
モデル・コースの設定をいたします。こ
と、時期を調整すること、それから修
学旅行のこの手引書の作成の点でござ
います。この点につきましては、矢嶋
委員さんからまたお尋ねがあらうかと
思ひますが、大体そういうような点に
つきまして留意をいたしまして、最近
その効果が上つてきたと、こういうよ
うに存じておる次第でございます。

○矢嶋三義君 あらためて伺います
が、文部省としては修学旅行を抑制す
るという考えは持っているものでなく
て、教育的な、しかも安全な修学旅行
というものは、新教育の一環としてむ
しろ奨励の立場をとつておると、かよ
うに基本的態度を了承してよろしく
ございませうか。

○政府委員(竹尾式君) さように御了
承願つてよろしいと存じます。

○矢嶋三義君 私はただいまいただ
いた資料を十分目を通す時間がな
いわけですが、昨年遺憾にも修学旅行
中にいろいろと事件が起りました。そ
の当時世論も修学旅行についてわか
ましたし、本委員会においても、政府側
に質疑をし、さらに要望した点もあつ

響力でございすが、これは拘束力というところは、前に出しました通達につきましては、これは正式に指導、助言したわけではございすが、それを敷衍として親切にいろいろな事例を掲げ、また、通達の趣旨も敷衍をして学校でこれをよく見て利用ができるようにするという、なるべくやさしく敷衍して書くという意味でございすが、これは通達以上の拘束力があるわけではございせん。通達も指導、助言でありまうけれども、それ以上の拘束力というものはないのであります。ただ、私どももいたしましては、十分これが利用されて、修学旅行の能率的な観点から申しまして、あるいはまた、その安全を保持する、事故を防止するという点から申しまして、利用されて旅行計画が適正に実施され、あるいはまた、効果が上るよう利用されることを期待をいたしております。

○矢嶋三義君 最終的には、それらの学校を所管しておるところの教育委員会が、その計画を最終的に承認、決定する権限があることに、御異議ございせんね。

○政府委員(緒方信一君) これはほかの教育活動全部だと思ひますけれども、責任はその学校を設けし、所管をする教育委員会の責任であり権限である、これはもうほかの計画においても同じだと思ひます。ただ、こういう計画画というものは教育委員会がびしっとその管内の各学校全部まとめて同じような計画を立てる、これはなかなかむずかしいことと思ひるのでございまして、やはり学校それぞれの特色を生かした計画があつて、それぞれによつてきまると思ひます。それをやはり所管

教育委員会が十分見て、そして適正な計画がさらには父兄全体の意向も加えて適正に実施されていく、かようなことに相なるだろうと存じます。権限とか責任とか申しますならば、お話しのようにその学校を設置する教育委員会に権限がある、かようなことに考へております。この手引書につきましても、教育委員会として学校を指導する上に、いろいろな心がまえとして注意しなければならぬ点、学校自身がこれを守らなければならぬ心がまえと細目と、それからあるいはこれに参加する教師、児童、生徒、こういうものの参考になること、こういうことを全部盛り込みまして、そして手引書にしたいと考へております。

○矢嶋三義君 なぜ私そういうことをあえて承つたかといふと、おそらくあなた方が通達並びに手引書を出す場合には、権限はかくかくだから、だからこれに従う、従わなければならぬ教育委員会の自由であるからと、こういう御説明をなさると思ひますので、前もって伺つたわけですが、私はこの立法院でなぜこんなことを伺うかといふと、実はこんなことはその教育委員会を信頼し、また、直接子供を預つてい学校当局者の計画に信頼してしかるべきなんです、あえて立法院でこういうことを私が伺うわけは、いわゆる新教育委員会法の審議に當つて、文部大臣は盛んにこの権限がない権限がないと、文部省ならばに文部大臣に権限がないといふようなことを言われまうけれども、わが国の末端にいきますと、文部省の意向といふものは衰えていないのですよ。あなたのとこで高等学校は何泊何日以上はいけな

い、中学校はかくかくだと、こういうような拘束力きわめて薄い手引書、あるいは通達を出されても、この影響性といふものは非常に大きいので、これは十分日本が民主化されてい、民主主体制ができていないといふ一つの私は証左にもなるかと思ひますが、非常に影響力が大きいわけなんです。あなたのとこから出さる、都道府県が一つの基準をこしらへる、そうするとこれはほとんど金科玉条のやうに各市町村を拘束するわけなんです。ところが私がここで申し上げても、ずいぶんと学校の所在地によつて、条件は違ふわけなんです。そのときにあるいは二泊三日、あるいは高等学校の生徒は五泊六日をこえてはならないといふやうな、こういう数的な規制が文部省から流れ、都道府県がそういう基準を設けますと、もうにつちもさつちも動かなくなるのです。私は熊本なんです、あなたも御存じと思ひますが、同じ熊本で基準をきめましても、急行列車のとるやうな熊本市の高等学校の生徒と、それから県南部の球磨郡地方に入つた、局長御存じと思ひますが、多良木あたりの高等学校の生徒や、天草の牛深あたりの生徒は、二日ぐらゐ違ふなければ同じ旅行計画といふものは立たないのです。これはあえて熊本県だけでなくて、それは日本ほとんど、全国各都道府県について言えることだと思ひます。

従つて私は法的に言つて拘束力はないところの通達あるいは手引にいたしましても、伝えられるやうな小学校の生徒が宿泊してはならない、中学校は二泊三日が適当である、あるいは高等学校

校は四泊五日、こういうやうな基準によつて手引書が出されますと、これは非常に私は実情に即さないものになるおそれが十分にあると思ひます。こういう手引書を出さると思ひます。だ研究中であつて草案だと言ひますけれども、やはり文部省から出たんでしょ、どの新聞でも同じやうに書いてある、私が調べてみると、だからニュース源といふものは文部省だと思ひます。だから記者諸君が憶測だけで書いたものではないと思ひます。あなたの方の草稿のどこかにこういう数字が私にはあるに違ひない。それだけにこういう通達を出されるという、現に北海道とか九州の高等学校の生徒は日本の政治、経済、文化の中心である。特に女学生などといふものは、北海道においてもさうでしよ。私ども九州なんかでは修学旅行の時に来なければ、一生東京に来る機会のないといふ女学生は、もう九〇%をこえていますよ。ところが今度のこういう規定をもし設けるとすれば、九州の学生諸君は東京への修学旅行はできなくなるのでしよ。そうなりますと質問の冒頭に申し上げましたやうに、新教育の一環として行われる修学旅行といふものは、その経験領域を広める立場から、文部省としてこれを健全なる安全なる教育的価値あるところの修学旅行の奨励的な基本的態度をとつていふこの基本的方針に、私は矛盾してゐると思ひます。あえて承つていふわけなんです、一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 昨年修学旅行で非常に不幸な事故がございまし

て、昨年の論議は、その後いかにして安全な旅行をやるかといふ点が中心でございましてけれども、国会におきましても、非常に論議があつたのでございします。社会一般におきましても、非常な関心が修学旅行に対して向けられた。文部省もいたしまして、いろいろな各方面の御要望等にこたへまして、そして先ほど申しましたやうに、修学旅行通達を作りました、教育関係者もあつて、そのほかあるいは交通関係者とか、広く関係者に集まつていただきまして、各方面から検討いたしましたわけでございます。いゝゆる教育的観点も十分にいたし、そのほか、安全の点、さらにはまた、父兄の経済的な負担という面も非常に大きな要素でございまして、PTAの方等もそれに加つていただきました。検討いたしましたわけでありまして、各方面の私は良識を集めた結論を敷衍して地方に指針として流すといふことは、私文部省としてやるべきことだと考へております。従いまして、この結論の要点は差し上げてございしますから、十分一つごらんいただきたいと思ひます。それに基きまして通達として流す、これはもちろん法律的ないろいろな解釈はございまして、うけれども、これはもちろん現在の段階におきましては、指導、助言でございまして、規定をしてそれを地方が守らなければならぬといふ法律の何と申しますか、法律的な拘束力を持つていふものじゃございせん、指導、助言でございしますから、文部省としましては、それを十分聞いて、聞いてと申しますか、それに準拠してやつてもらふことをこれはお願いいたしております。

それは先ほど申しますように、各方面の良識を集めた一つの結論でございますから、私も私としては非常に妥当なものと考えておりますから、それを十分参考にせられ、教育委員会の参考にせられて、やっつけられることを念願いたすわけでありまして、法律的に申ししますと、お話しのとおりでございます。これは指導、助言の範囲でございます。

そこで、手引書のお話しでございますけれども、これは先ほど申しましたように、まだ検討中でございます。実は私もまだその内容を十分に担当からまだ見せてもらわなかった段階でございます。しかし、この問題をお取り上げになりましたので、私急遽見てもたのでございまして、大体その協議会の結論を敷衍したものでございまして、先ほど御説明した通りです。ただ、旅行日程や、それから費用の点等につきましては、先ほど申し上げたと触れましたけれども、全国で実施されております全体の状況をそのまま地方に知らしてありますような書き方になっております。ただ平均してみても、これくらいのものが一番多い、これくらいのものが一番適当じゃなからうかと、こういうことを出しておるわけでありまして、まあ最近の傾向といたしまして、非常に近くなる。ただ遠くへ行けばという考え方が地方にあつたり、あるいは非常に遊樂地等を旅行先を選ぶという考え方がありますから、そういう観点から、父兄負担がかさんでいくという傾向もあつたので、小中高等学校の段階はありますけれども、長い旅行日程ばかりが能

じやないのじやないか、やはりなるべく切り詰めた、しかも内容をよく考えたいんじやないかというところは、これは当然のことだと思ひますし、全国的に重点的に見てこの方が適当じやないか、そういうふういのかサセションは文部省として与えるのが当然なことじやないかと思ひます。しかし、これはあくまでも、それできちんとして以上は認めぬとか、認めるかという性質のものじやございせんから、元来、ですから今御心配のようなことは、できる話しじやございせん。これは小づかい銭、あるいは旅行の経費等のことについて同じことでありまして、なるべく質素に、しかも効果を上げるようにする観点で全国的な実情等をまとめて、それを若干文部省なり、あるいは協議会の結論に基く文部省の意向をそれに添えて地方に流す、これは適当なことだと存じます。それはお話しのとおり、地方、地方によって条件が違いますから、何泊何日と定めてしまつて、それがそれよりも少しも動きのじや性質上ないと思ひます。さういふ観点でございまして、御心配の点は御安心願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたは今、小中の手引書には何泊何日とか、そういう数字というものは入っていないのですか。

○政府委員(緒方信一君) それは私が今申しましたように入っております。

○矢嶋三義君 どういうふうに入っておりますか。

○政府委員(緒方信一君) たゞたびたび申し上げましたと思ひますが、全国的な実態調査に基きまして、まあ何

泊何日が適当か、たとえば中学校に就きましては、何泊何日から最高は何泊何日ぐらいになっている。

○矢嶋三義君 その数字を聞いていますか。

○政府委員(緒方信一君) それは今出さなければいけません。

○矢嶋三義君 それが一番問題です、その数字が。

○政府委員(緒方信一君) それはここにご説明してあるわけなんです。

○矢嶋三義君 あなたの趣旨はよくわかるのだよ。

○政府委員(緒方信一君) そうしてその平均はどれくらいになるか……。

○政府委員(緒方信一君) これくらいが適当じゃなからうかということなんです。中学校では一泊二日から四泊五日までの範囲にわたつていて、二泊三日が最も多い。これは旅行の費用の点からも、生徒の体力と疲労の程度から最も適当だと思はれる。四泊五日以上は、中学校の段階としては好ましくないと思ひます。それから高等学校においても大体同じようなことと存じます。一番平均は四泊五日でございます。この程度が好ましい平均である、従つて好ましいであらうということと存じます。

○矢嶋三義君 これは私は私ぼつて伺いたいのですが、それは最近国鉄の方では、なかなか遠距離旅行者に配車をしない傾向が起つてきているのです。あんなところで、たとえば高等学校四泊五日という基準を考へて手引書を出す。そうすると、今度国鉄が配

車をする場合に、四泊五日をこえていようなどころに對して、配車を手控えるというふうな事態が起つて参りますと、北海道、九州の高等学校の生徒は、先ほど申し上げましたように、東京への旅行というのではできなくなるのです。そういう点を私は懸念してゐるわけなんです。それとも文部省では遊覽地とか、景勝地とか、さつき言われ

ました、あるいは北海道あるいは九州の高等学校の生徒は、おそらく女生徒にとつては一生一度になると思ひますが、東京あるいは関西方面に旅行をすることは行き過ぎであると思はれておられるのか。あの程度の旅行は、教育的に考へても、奨励しなくちゃならぬという立場において手引書を考へられておられるのか、それを具体的に御返事願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 国鉄の関係は、十分連絡をとつて進めておりますので、先ほど政務次官からも触れてお答えがございましたけれども、十分連絡をとつてやります。その何泊何日といったような一応のさつき申しましたような意味でのサセションを文部省といたしまして、それは性質が先ほど申しました通りでありますから、それを守つていない旅行計画に對して配車をしないとかするとかという問題は、当然起つてこない問題と思ひます。それから先ほど繰り返して申しますように、全国的な趨勢、そういうものをながめて原則的なサセションをするというだけでございますから、そのどこからどこに旅行でできなくなるといったような、そういうことまで考へておるわけじやございせん。決してそれは教育的にあるいは経済負担、そ

の地域々々の経済負担もございまして、そういう観点も十分考へて適當な計画が立て得るのじやないかと思ひます。

○矢嶋三義君 政務次官に伺ひますが、ね、今本院で審議してゐる地方教育行政の組織並びに運営に關する法律案が成立施行された後において、たとえば修学旅行に關するところの手引書を出し、通達を出してある、それを受ける教育長は文部大臣の承認を受けた教育長です。その教育長が文部省に來た場合に、どうも君のところの修学旅行計画並びに基準は、僕のところから出した手引書とか、あるいは通達からいふん逸脱してゐるようだね、こういう何ですか、こういう形における指導、指導といふのがされるようになるのでしょうか、どうなんでしょう。それはどういふふうにお考へになつてゐるか、ついでにこゝで承つておきたい。

○政府委員(竹尾武君) お尋ねでございますが、新しいと申しました、今度の教育委員会法案が通過したと仮定いたしました、今のお尋ねでございますが、そういう場合には、文部省といたしましては、そういうことを教育長にこれこれこれとどうかねといふような指導、助言は絶対にいたさない、こういうつもりでございます。

○矢嶋三義君 それは承つておきますが、ね、一事が万事言はるやわらかで、態度はきつめて穩かなものですけれども、そういう形であつた法律案が通過したら、僕は、各都道府県教育長への文部省の無言の力ですね、言葉は適當でないかもしれませんが、圧力といひますか、強制力といひますか、それ

らは相当強い影響力を持つと思う。それを通じて教育の中央集権と時の政治権力による教育の支配というものが行われるのではないかとこのことを懸念しております。これは新教育委員会法の審議のときにやりますが、私はこの修学旅行の手引を出されたその一事からも、そういうことが懸念されてならないのです。これは委員会法を審議するときには、今この修学旅行というものは、教育計画の一端としてやっているわけですから、従って修学旅行も機会均等という線が私は堅持されなくちゃならぬと思うのです。ところが義務制諸学校の修学旅行については、御承知の通り機会均等にするために、いぶん学校当局あるいはPTA等で苦慮されているわけですが、機会均等具現という立場から、何か大げさなという一つの金融公庫をこしらえるということもあるかと思うのですが、何らかその方法で修学旅行の機会均等を行われるようなことが、私は研究されてしるべきではないか、かように私は考えているのですが、政務次官はどういう御見解をお持ちされますか。かつてまた検討されたことがあるかどうか。そういう点について伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(竹尾式君) これは御説のように研究されてしるべきことだと私は承知しております。私どもの小さい時代の経験に照らしましても、なかなかこの機会均等というものが得られない場合が多かったので、そういうことの児童生徒に及ぼす影響というよりなものは、これは相当深刻なものがあつたと私は記憶いたしておりますので、

そういうことは研究してしるべきものだと思つておりますが、まだそういう具体的な公庫を作るとかというようないことまではまあ考えておりませんが、何か適当にPTA等々でできまして、その機会均等の実現をはかるべきである、こういう工合に私は考えております。

○矢嶋三義君 次の点は局長に伺いますが、私は、国の方からも修学旅行に生徒諸君がすいぶん来るわけですが、その様子を見ていますと、私はこういふ発言をする、業者から反対されると思ふんですが、あえて何うんですが、たとえば東京に学生が宿泊する、二泊する場合に、毎晩宿が変つたり、それから非常に周囲に好ましくないものがあるような、そういうあまり好ましくない環境下の旅館に泊つていゝという例がよくあります。で、私は一部民間団体の教育の一端として行われる修学旅行の生徒児童諸君を宿泊させるような施設の建設意図があるやに承つてゐるんですが、少くともこういふ手引を出されるように研究されている文部省当局としては、この修学旅行生の宿泊施設については、今どういふ動きがあるかというのを私はキャッチされてゐるんじゃないかと思ふんです。この際私はその様子を聞かせたいだかと思ひます。

か事情があつたと存じますが、完成しなかつた。私が聞いておりますのはそのことだけでございまして。何と申しましか、公益法人としてそういう計画が具体的に進んだという事例はそれだけじゃなかつたかと存じております。

○矢嶋三義君 まあ局長としては、今の段階では宿泊所は現状で進む以外にない、それで適当だと、こういう立場に立つておられるわけですか。

○政府委員(緒方信一君) これは今お話のように、特に修学旅行目的地を都地に選ぶという傾向もございまして、それから時期的にも非常に輻輳して行われる。この調査を見ましても五月、十月という月に集中する。これは旅館施設のみならず、交通機関の面から申しましても、特に汽車の輸送からいたしましても非常に問題がたつたございまして、で、このピーク時の切りくずしといったようなことが、修学旅行を適正にする一つの大きな問題として、これは運輸当局と私の方とも十分連絡をとつて、そういうことをやつておるわけですが、これは宿泊施設の面から申すことは言えると思ひます。そういう面からいろいろ改善すべきことはたくさんございまして、どうしてでも都会地に集中したくないと思ひます。旅館の施設が十分でないこともこれは事実として起つて参ると思ひます。これは現状ではいたし方がないかもしれませんけれども、何かそういうような、もつと修学旅行の生徒を特に泊めるような施設ができれば、これはまことにけつこうなことだと存じております。ただ今現実の問題として、そこまで行つてないのが現実でございまして。

○矢嶋三義君 いずれ詳細にわたつては所管課長に伺ひ、また要望いたしますが、昨年たゞし、さらに要望しておきました基本線は本日も変わらせん。先ほど局長の出されんとする手引書の内容については説明について、大部分については了解できる事項と思ひますが、全国の実情をよく把握されて修学旅行の計画立案に當つて支障を来すことのないように十分注意していただきたいと思ひます。

それとあわせて一つ具体的にお伺ひしておきますが、伝えられる内容には、校長または教頭が必ず参加するようになっていますが、表現されておるわけですが、小学校の場合考えましても、一年から六年ありますと校長、教頭といふものは必ず参加するというようなことは私は不能だと思ひます。そして校長、教頭が万一参加してないときに事故が起つた場合に、校長、教頭の責任が鋭く迫られるというようになつては、私はお気の毒だとかように考えております。従つて校長がその学校の最高責任者でありますし、修学旅行生徒児童を引率指導するところの先生方に責任感を負うというところは、これは期待しなくちゃならないけれども、校長、教頭が必ず参加しなればならないというような、そういう表現に當つては、あなたの方で手引書を出されるならば注意しておいていただかなければならない、かように私は考えるわけですが、いかようにあなたの方で考えなつておられるか、その点伺ひたいと思ひます。

きようお話があると聞いておりましたので新聞も見てきたのです。特に地方の新聞に出ておるようでございます。これは先ほどもちつとお触れになりましたけれども、何もこれは秘密にする事項じゃございせんから、役所で検討している途中でもこれは新聞に一部内容が出ることはあると思ひます。一つには、出ました地方新聞の書き方につきましては、非常に、矢嶋さんの御心配になるような印象の書き方が非常に強いのであります。これは部分々々抜き出して書いてありますから、そういうことになると思ひます。宿泊旅行は禁止、こういうふうな書き方がありますから、これは先ほどから申しますように手引書でございまして、これを全部見ていただきますと、そのニュアンスといふものは出ないわけでございます。それで今の校長、引率教師のことなんかも見ましたけれども、詳しく出ておりません。これは全部見てこれを参考にされるならば、これはおそれるいろいろな誤解は解けると思ひます。いいことは書きいてございまして、それで私は今のような御注意は、ごもつとも思ひますが、そういうふうな何か非常に非常識に押えつけるといつたような印象は、これからおそれる完成して出します場合には注意もいたしまして、現在原稿におきましては、そういう点は出ていないと思ひます。

○矢嶋三義君 最後に文部大臣にお伺ひいたします。一言だけ伺ひます。先ほど政務次官の方から、安全にして教育的な修学旅行というものは抑制するどころでなく奨励する基本的態度であるという表明があつたわけでございます。

ます。最近の事情を見ても、確かに文部省の御努力によって、廊下に生徒、児童が寝る、あるいは下で寝るというふうな事態はなくなつたようです。大体三人掛け程度までできています。それは私も認めます。これは先ほども政務次官から御答弁があったと思うのです。ところが最近国鉄は非常に配車を減つております。特に長距離旅行に対しては減つていく傾向がある。そして夏まで、七月十日ごろから八月下旬ごろまで、あの一番暑いときに盛んに働かざるわけですね。そのために中学校の生徒あたりは暑いときにずいぶん不衛生な旅行をしていると思うのですが、この前お伺いしましたように、団体の割引、さらに学生の国鉄割引率を引き下げようという動きは確かに私はあるような感じを受けます。この点については、この前運輸政務次官にも伺ひ、要望しておいたわけですが、運輸政務次官としては、引き下げないという確約はしませんでしたけれども、検討中であるというふうな答弁をしておりましたが、修学旅行への配車の抑制、それから割引率の引き下げ、ことに学生個人の鉄道割引率の引き下げということは、私は国鉄側において相当検討されているのじゃないかと思うのですが、これはぜひともさつき言つた経緯領域を広めるといふ立場からも、学生個人についても、また学生の集団としての修学旅行についても、今の線を私は堅持しなければならぬと考えますが、文部大臣どういふ御見解を持たれ、今後いかうに御努力されるお考えでおられるか、御所見と決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 国鉄の学生割引については、過半運輸政務次官がここで御表明になつた通りと思ひます。文部省といたしましては、修学旅行については、やはり安全を保持し、また衛生を重んずる点より十分協議いたしたいと思ひます。

○湯山勇君 議事進行。

本委員会にとつて重大な問題が発生いたしましたので、それについて私どもしばらく協議したいと思ひますから、約十五分程度休憩をしていただきますと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) いかなることでございましょう。

○湯山勇君 十五分ばかり協議した結果申し出ます。非常に重大な問題です。重大な問題が起りました。時間を切つて下さつてけっこうです。

○委員長(加賀山之雄君) それでは十一時半まで、正確に十一時半に御出席願ひます。

○川口爲之助君 修学旅行についての質問はこの程度で終了しますか。

○委員長(加賀山之雄君) 本件につきましては、この程度にとどめておきます。速記をとめて下さい。

午前十一時十九分速記中止

午前十一時三十五分速記開始

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始め下さい。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○湯山勇君 質疑に入る前に去る十一、十二の両日開かれた本委員会の公

聴会に重大な疑義がありますので、この際委員長に要請をいたしたいと思ひます。

疑義と申しますのは、文部省の幹部が公聴会の前に数回にわたつて公述人に会い、公述人の公述内容に注文をつけ、さらに公述人が述べようとしていた公述内容を変更させた事実があることを当の公述人自身が言つておることです。これについては、十分な確証を持つております。なおまた、本人から直接このことを聞いた数名の証人をあげることが出来ます。

事柄がきつめて重大でありますので、本委員会としては、直ちにこの事実を糾明した上、その責任を明確にすることを、わが党の委員全体の総意をもって、強く要請いたします。

○委員長(加賀山之雄君) ただいまの湯山委員の御発言に対し、御意見のある方はお述べ願ひます。

○荒木正三郎君 ただいま湯山委員から述べられたことは、私非常に重大な問題であると思ひます。

かりにも国会がこの法案を審議するに当りまして、各界の意見を聞き、慎重に審議する、そういう考えで公述人を国会に招いて、その御意見を聞いたのであります。

ところが、この公述に当りまして、公述人の意見が曲げられた、しかも文部省の力によって曲げられたといふことになれば、これは院の権威にも関する私は重大な問題であると思ひます。従つて、この際は文部大臣に質問をいたします。かような事実があつたのかどうか、この点は明確に答えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 公述人は委員会の囑託によつておるのであります。裁判所の証人のように職権喚問はいたしておらぬのであります。従つて、適当な方を物色して、かつまた、御出席にお差しつかないかあるかを聞くといふことは、これは私は差しつかえないことと思ひます。(そんなことは聞いておらぬ)それが聞くんだけ、文部省かと呼ぶ者あり)それは当然……。

○委員長(加賀山之雄君) お静かに願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは、私はこの委員会または委員の補助としてお差しつかないかあるかを聞くといふことは当然だと思ひます。委員の……(委員長から頼まれたのか)と呼ぶ者あり) あなたはどの方のことをおっしゃるか、私は知りませんが、それはすべてりつぱなる方ばかりであつて、その意見をこちらの方からためるなんといふことは、あるべきことじゃないと思ひます。(あるから聞くのだ)、「あるじゃないか」と呼ぶ者あり)ただ、問題の所在等をお聞きになつたならば、それはその説明をいたしていいのでございます。われわれは決して公述人の公述をためるなんといふたようなことは少しもありません。

○湯山勇君 大臣の発言の中で、委員会から頼まれて公述人に当る、あるいは差しつかないかあるかないかを文部省が確かめることは差しつかない……。

○国務大臣(清瀬一郎君) いえ、違います。

○湯山勇君 じゃ、どういふことですか、言つて下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 委員会から頼まれたのじゃないと思ひます。(湯山勇君)どこから頼まれたか(と述ぶ)しかしながら委員ですね、すなわち与党の委員等から頼まれて、こういう人のお差しつかないかあるかないかを聞いてくれといふ場合に、聞くことはこれは差しつかないかあるといふふうに思つておられます。(どうもおかしいな)おかしいぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(加賀山之雄君) お静かに願ひます。

○湯山勇君 大臣の、与党の委員から頼まれて公述人に差しつかないかあるかないかを聞くことは差しつかない……。

○国務大臣(清瀬一郎君) さように思ひます。

○湯山勇君 そういふ事実がありますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 具体的に事実を御指摘になつて一つ……(何を言ふか)何だそれは「文部大臣に聞いてみるのだ」「事実を言え」と呼ぶ者あり)○委員長(加賀山之雄君) お静かに願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はお差しつかないの有無等聞いたことはあろうと言つておるのであります。それをどういふか、質問を具体的に言つて下さらなければ……(湯山勇君)だから事実の有無を聞いています(と述ぶ)あなた、机ばかりたたいたつていい質問はできませんよ。

○湯山勇君 事実があるかないか。あるなしをはつきり答えてもらいたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) はつきり答えるのには、具体的事実をもつてお

問いになりませんというと、答えられ
ません。だれが紹介したというこ
とを言わないと、それはわかりませ
ん。網をかけるようなことをおっ
しゃつたところが、答えられんです。
いつ幾日だれがだれのとこに電話を
かけたか、こういふふうにおつしやれ
ば、イエスとかノーとか言えます。

○湯山勇君 私はそのうことを聞いて
おりません。与党の委員から頼まれ
たというのは具体的な事実です。頼ま
れた。そうして文部省が今おつしやつ
たようなことをした事実があるかない
かと言うのだから、これはあるかない
か答えられるはず。答えられない
と言ひなら、委員長から御注意願ひた
い。

○國務大臣(清瀬一郎君) そのういふこ
とはあり得ると答えておるのです。そ
うしてどの事実をおつしやるか、それ
を指摘されぬという、それを困る
じやありませんか。あなたそれを知つ
ていらつしやるのだから、それを言ひ
て下さいよ。(何を言っているか)と
呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 私は文部大臣に、文
部大臣は公述人の意見を曲げたことは
ないと……。

○國務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○荒木正三郎君 そのういふ働きかけを
したことはない、こういふお話しで
ございます。しかし確かにこれを私と
もが聞いておるところでは、文部大臣
は公述人に対してある制限を加えて
おるということを聞いております。

そのういふことはございませんか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私はありま
せん。それからまた、私は電話の取り
次ぎなどいいたしません。

は私は了承いたしました。これは今後自民政党にしても、緑風会にしても、わが社会党にしても、公述人を推薦する場合にその諸願、陳情の趣旨と違ふ公述人を選ぶような公述人を選ばないといふことは、また別の角度から私は問題になつてくると思う。それだけにこの林君の問題には何かあるやうな感じがする。

次に私は文部大臣に伺いますが、先ほど文部大臣はこういふことを言われましたよ。公述人を世話するのは、行政府としては当然であるかのごとき発言をいたしました。私は立法院と行政府と司法院というものは三権分立でございますね。あなたは法律家だから私が言へば釈迦に説法になります。明確でございます。でこの法案はですね、行政府であるあなたの責任において、立法院であるわれわれに審議を要請しているわけです。独立機関であるとところの、内閣から提案されたこの法案を審議して、それに當つてこの新憲法下、この新国会法において公聴會、公述人の公述開陳という制度が設けられている。しかも、この法案は私から反対論が国民の中に多いと思ひますが、あなた方は多数の賛成論があると言ふ。百歩譲つても國論は二つに分れておる。それほど國民には関心の深い重大な法律案ですね。この公述人の公述を求めるに當つてですや、國民の多數の反対意見があるやうなかなければ法案の公述人を決定するに當つて、提案者である行政府の内閣の趣旨を代

弁するよりなかなかな公述人を、行政府が関与して出すということ自体、あと公述内容を変えたという、変えないということは次の段階、その前の問題、それは公述内容を筆を入れて、あるいは討論の段階において変えさせたということになれば、これはもう問題にならない重大な問題だ。その前の問題が私はあると思う。かような公述人をその世話をする、そういうことは私は行政府としては立法府に干渉するものであつてですね、これは三権分立の精神から私は排除されなければならぬと思う。ところが文部大臣は先ほど公述人の選定に當つて、行政府である文部省の役人が世話をする、それから法案の説明をいろいろした、お手助けをする、そういうようなことは当りまえのような発言があつたんですが、これは法律学者である清瀬文部大臣としてはとんでもない意見だと思ふ。御所見を承わります。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文部省が公述人を世話をすると言つた覚えはないんです。しかしながら出席の有無、時間等について聞き合わせを、電話等で聞き合わせをいたしたことはある。(「それが世話と言うんだ」と呼ぶ者あり)やはり官庁でも、その他の場所でも、差しつかえない限り電話の世話くらいはいたすので、あなたの方からこの公述人の出席の有無を聞いてくれとおっしゃれば、それもいたします。それくらいのことをするのは、これは当然です。今までは官僚主義といつて権限のないことはせぬといつてみな突っぱねてしまふのが……(矢嶋三義君)違ひですよ」と述べちよつと待つて下さい。あなたが求めて私は答へつづつあるのだ。

答へるの済むまで質問するものじゃない。待ちなさい。公述人をきめるかきめぬかは、手党の方がおきめになるのです。手党の方が……。(「違ひよ」と呼ぶ者あり)文部省の、あなた、官吏がそんなことをきめるものじゃないと、きめる力もない。けれども、こゝろが公述人に適當であらうから、お前の方で一時時間を聞いてくれとか、おいで下さるか聞いてくれとかおっしゃれば、それでですかと言つて聞くのが、これは當然で、あなたの方から、社会党からおいでになつても、そういうことはいたします。あつとも不思議のないことですよ。これを恬然とおれの役じゃないと言つてみなはねののがいいんじゃないか。あなたの方から資料を出せと言へば資料を出すし、何でも皆さんのおっしゃることをしておるのです。

○田中啓一君 お許しを得ましたから……今矢嶋さんの御発言は、前半は自民党へ向いておっしゃつておつたと思ひます。明らかにそうおっしゃいました。また、公聴会の際も、これは自由民主党の責任であらう、こゝろが自由な言葉はその通りでなかつたかもしれないが、何かそういうような意味の御発言があつたように記憶いたしております。その理由は、本法案反対の請願をしておる人間を、今度は賛成の意味の公述人に——意味といふことはないが、本人の意向をだしてみれば賛成だと言つたといつて「それよりも」といふ人がおられませんか(「呼ぶ者あり」)不適當だらう、こゝろが話してございまして。実は私も請願の方というものは、どうなつておるか存じませんでした。これはほんとうであ

ります。地教委の方々に、あるいは地教委連絡協議会というところまで反対がある旨は、こゝろでしばしば安部委員等から御発言がございまして、たのであります。林知義氏の名前で反対の請願書が出ておるというところは存じませんでした。これはまあ同僚全体といふよりも、私の判断でございしますが、いずれまあ地教委の方々がお集まりになつていふ御議論をなさつたであらう、そして多くの人が反対だ、こゝろが御意見にもおなりになつたんであらう。だが、どこにも少数意見といふものはあるものなんです。私も少数意見を聞くのもまた、きわめて民主主義である。それも私も一生懸命探したわけではないので、御本人から公述したい、こゝろが御申し出が川村君、並びに御木君のところにあつたといふことを聞きましたので、それなら一つ大いに述べてもらふのがいいんじゃないか、われわれは多数意見も聞くがよろしいし、少数意見も聞くがよろしい、それだけの判断で、一つ自由民主党側は公述人の一人に林知義君を推薦しようじゃないか、こゝろが相談をまとめたわけなんです。そして出てこれるのかどうなのかというところを、文部事務局に頼みまして確かめてもらったわけでありまして、それだけのことなんです。大へんどうも矢嶋委員からおかしい、おかしいといふような意味の御発言をされるのですけれども、私どもの考えは、右の通りでございまして、この際釈明かたがた御答弁をしておく次第であります。

○矢嶋三義君 ただいまの発言には、一つ非常に重要な発言があり、また、私には非常に参考になつたと思ふのでございまして。それは新国会になつてからは、主権者である国民の請願、陳情という制度が多く開けたわけですね。従つてわれわれ国会においての審議、調査等に當つては、この請願、陳情といふものは、重く扱わなければならぬといふことは、同僚諸君の特に御了解済みでございまして。ところが今、以外にも、林さんからの請願、陳情の趣旨といふものをよく承してないなかつたと言ふのですが、ずいぶんたくさんさんの請願、陳情があり、公報にも出る、印刷局にも回つてゐるわけなんです、これは非常に重大であり、また、われわれ委員会を進めてゆくに當つて反省しなければならぬことですね。とりあへず第一番にたくさん今出ている請願、陳情ですね、これをまず審議して、一体請願、陳情の内容はどうかといふことを見きわめて、そして以後の委員会において法案を審議してゆかなければならぬということが田中委員の発言によつてよくわかりました。この問題については、今後の委員会の議事進行については、今後の委員長、理事の打合せをやつていただくことにして、私の質問の本論を進めますが、それは反対請願、陳情をしまして公述人を今度賛成の公述人をしてもらうために、そういう公述人を選ぶのがいいかどうかといふことは、これは政

党的良識であつて、こゝろでは水かけ論をしません。賢明なる国民諸君が判断してくるだらうと思ひますから、それは時間がかかると気の毒だから、国民の良識の判断に待ちます。

文部省に伺いたい点は、さつき荒木委員並びに湯山委員から、かなり具体的に

的にお話がございました。あれが、事実だとしたらば、……よろしゅうございまして、事実だとしたらば、文部大臣はいかなる立場をとられるか、まずそれを伺います。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私は事実と信じてませんが、仮定のことについて多く申し上げることは控えた方がいいと思ひます。しかしながら、これをよく聞いてみますというところ、宮沢という人が林知義君に意見を曲げさうと思つて、曲げさうじゃない、変えさうと思つて非常に努力したことはわかりました。それからして林公述人は、いろいろお骨を折られたと思ひます。現に法案は委員会から送るのでありますけれども、私も一ぺん公述人として選ばれたことがありますが、大切な国会でありますから、自分の考えはあつても、ほかの人の意見も、出るまでには聞いてみるというところもあり得るのであります。私は林知義さんとは面識はありませんが、りっぱな人であると思ひます。それゆゑ、あのことがたとへ一部真実であつても、決して林さんが最後に公衆の面前で、委員会において公述されたことについて値打の上に増したり、減したり、増損はないと私は思つてゐるのです。私もその公述を聞いておりましたが、(矢嶋三義君)ちよつと待つて下さい」と述べ、私もこの公述を聞いておりましたが、協議会の会長として(矢嶋三義君)私の伺つてゐる点を答へて下さい、委員長、注意」と述べ、あの通り主張された。けれども、私個人としての意見はまた別だ、こゝろのことなんです。でありますから前の会を代表しての請願、陳

情と、今言うことが違ふという理由はちゃんと述べてあるのです。私はそれがためにあの公述の結果信ずべからずとは考えておりません。

○矢嶋三義君 文部大臣、すなおに答弁していただかないと、時間が延びてしゅうがありませんから、私の伺っていることにお答え願いたいと思うのです。ずいぶん具体的な話がありました。が、私しぼって一つ言います。それは公述人と行政の役人が、しかも立法作業をやった責任者が会っていろいろ話すことがいいか悪い、それはまあさておきます。ともかく話して、公述人がある意見を言った場合に、その行政の公務員がそれと工合が悪いというので、この公述を変更させる、こういう事態があることはよろしいですか、悪いですか、まずそれをお答え願います。

○國務大臣(清瀬一郎君) それはいいのですから……。

○矢嶋三義君 あつたら、いいか悪いかと云っているのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) ないと考えておるものが、あつた場合の意見は述べられませんか。

○矢嶋三義君 何言っているのだ、(何だい、それはと呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) 静かに願います。

○矢嶋三義君 大臣、答えられぬことないでしょう、私は一般論として伺いましう。国会で公聴会をやる場合に、それは文部省でも、通産省でも、建設省でも、これから行政で心がけなければならぬ基本的態度です。だから私は何うのです。そういうことがあつていいものか悪いものかと言ふのは

で、あなたの部下があつたとかないとか言っていない、そういうことがあつていいものか悪いものか、國務大臣である清瀬文部大臣はどういう御見解を持たれますか。お答え願います。

○國務大臣(清瀬一郎君) あなたは林知義君の公述に伺ってお聞いをされておる、林君がだれかの意見を聞いて信念を曲げたということはないと私信じておられます。ないものについて答へはできません。

○委員長(加賀山之雄君) ちょっとお待ち下さい。先ほど委員長の申し上げたことは、何にも皆さん方からお取り上げ願わなかつたのですが、そのことについてお願いしたいと思うのです。

○矢嶋三義君 もうちょっと待つて下さい、もう二、三点。前提として伺つておかなければならぬのですが、竹尾政務次官に伺いますが、このたび参議院で公述人と呼んで公聴会をやつたわけですが、事前にあなたはいずれの公述人ともお会いになつておりませんか。

○政府委員(竹尾式君) 公述人をお願ひするといふよりなことは私は絶対にいたしませんので、おそろく正式に会つていふというよりな記憶はございません。

○矢嶋三義君 それではお電話をおかけになつたことはございせんか。

○政府委員(竹尾式君) 電話も、直接におかけた記憶はございません。

○矢嶋三義君 あなたが直接におかけにならなければ、秘書官かどなたかを通じてかけさせましたか、命じたことがあります。

○政府委員(竹尾式君) そういうことは記憶はございません。

○矢嶋三義君 ただいまの御発言は、政務次官としての御発言でございすから、これは責任をとられる御発言と思ひますし、もし、ただいまのあなたの御発言と相違するようないことが立証された場合には、十分の御責任をとられるだけの決意をもつて御答弁されていふものと了承してよろしうございすか。

○政府委員(竹尾式君) 私はいかなる場合でも、自分がこれはいかんとするやうな場合には、いつでも責任をとる氣持でございす。

○矢嶋三義君 次に、緒方局長に伺いますが、あなたは林公述人には先ほど一回会つたということですが、一回だけでございますか。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど申し上げた通りでございます。ただ日をさつきから考えておりますけれども、前々日であつたか、前日であつたか、法案の内容の説明を求められましたので、御説明したことはございす。先ほど前日と言ひましたが、それを先ほど前々日であつたかもしれません。

○政府委員(竹尾式君) 一つちよつと私の前のお答へに補足をいたします。が、いつでもとるといふことは、自分が考へてこれは正しくないことだつたら、責任をとるべきである。自分が自分の意思に基きまして責任をとるべきものであると感した場合には、いつでもその覚悟をしております。(笑)

○矢嶋三義君 それは言わんでもわかつておる。それはもう申し上げんでもわかつておると思ふんですが、局長、さらに一、二点伺ひしていただきますが、どこでお会いになりましたか。

○政府委員(緒方信一君) 私の部屋に御来訪になりましたから、会ひました。

○矢嶋三義君 そのときに林公述人は公述要旨を持つておられましたか、おられませんでしたか。

○政府委員(緒方信一君) 別に書いたものを持つておられませんでした。

○矢嶋三義君 そのときに林公述人は、公述をこゝろいふに展開したいといふ、法案の主要点について述べられましたか、述べられませんでしたか。

○政府委員(緒方信一君) 向うの疑義とされるところにつきまして、私にお尋ねがございました、法律案につきまして。それにつきまして私は私どもの考へておる解釈を申し上げました。

○矢嶋三義君 林公述人が疑義として述べられたのは、どういふ点でございしましたか。

○政府委員(緒方信一君) これは全般についてお聞ひがありましたから、どここといふふには限定して、ここでお答へできません。

○矢嶋三義君 主要点の二、三点でよろしいですか、伺ひます。

○政府委員(緒方信一君) やはり選任制度の問題とか、それからやはり問題になつております点につきましては、確かめる意味でお聞きになつたように記憶しております。主要な点でございすね。(どんな主要な点と)呼ぶ者あり) 任命制の問題とか、任命制、それから予算交付権の問題とか、そういうポイント、ポイントをお聞きになつたように記憶しております。

○矢嶋三義君 この委員長理事打合会に移すといふますが、伺つておかんと

いけませんから一、二伺ひしていただいているんですが、林公述人は、都道府県教育長の文部大臣の承認によつて任命するといふようなことについて、どういふ疑義を持たれておつたのでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) その点については、別に具体的な話を私記憶してありません。

○矢嶋三義君 あなたは林公述人の意見と一致したんでしうか、一致しない点はどういふ点があつたんでしうか。

○政府委員(緒方信一君) 意見を別に申し上げたわけはございせん、私どもは先ほどから申し上げますように、公述の法案の上におきまして、その解釈につきましてお聞ひがあつたことについて答へたわけですから、意見が一致とか不一致という点はございせん。

○矢嶋三義君 その点ね、私は会うこと自体問題だと思ふんです。そうしてただ説明を求められて、レクチャーするといふことだけとは考えられぬ、人間の常識として。お互いに意見の討論はあつたわけでしょうが、それはまあ何です、資料でありますから、いずれあつて説明されると思ひますので、あなたに対しての質疑はそれくらいにしておきますが、最後に文部大臣に伺つておきますが、文部大臣のさつき

の答へ、私は納得できません。公述人に事前に――竹尾政務次官でも、これは代議士であると同時に政務次官ですから公務員です。そういう方々が公述人に来て、そしてその提案者である方々の趣旨を徹底させることによつて、その公述人の公述内容が變つたと

いうことには……（説明しただけだよ）と呼ぶ者あり）「つ、つやぶを飛ばすもんじゃないです。――変ったということになれば、これでよろしいのかどうかというのを、大臣お答え願いたい。あなたのさうきの答弁承わっていますと、そういう事実があるのでも、もし表面に出てきたら困る、文部大臣の首が飛ぶからというところで逃げておるようだが、そういうことがないなら、私は仮定の問題にしても、はつきりそういうことはない、わが場山内閣の文部省に関する限りは、断じてそういうことはない、そういう事態があるという事は好ましくない、あった場合には責任をとる、こういう男らしい発言があつてしかるべきじゃないですか。（そんなことを強制する必要はない）と呼ぶ者あり）何が強制ですか。

○國務大臣（清瀬一郎君） 今林知義君の公述人としての公述に關し質疑応答がされておるのであります。私は林公述人が他の者よりの、あるいは圧迫または要請等によつて意見を變えられたことはないと信じておるんです。ないと信じておる以上は、ある場合のことを聞かれても、これはお答えはできません。

○矢嶋三義君 最後に委員長に今後の本委員会の運営について要望申し上げておきます。このことは提起されました湯山理事が言明されましたように、きわめて重大でございます。委員長もこれは明確にしなければならぬということ、先ほど意思表明されました。このいかによつては、先般行われした公聴会の道徳性というものが、有効性というものが問題になつてくるでございまして、

ざいまして。また、私も今後本法案を審議していくに當つては、二日間わたつて行われした公述人の公述というものを、重大参考資料として本法案の質疑を展開して参ります。そういう立場からこの事態を明確化することを委員長としては早急におやりいただきたい。これが早急に行われない場合においては、本委員会の今後のこの重要法案の審議にも影響して参りますので、本委員会の今後における運営の立場から、特に先ほど委員長が表明されました事態の明確化をはかるために、早急に善処されるように、これは委員長並びに理事諸公に強く要望しておきます。

○湯山勇君 大臣にお尋ねいたします。大臣は先ほど文部省が公述人に対して都合のいかんを問ひ合わせる、そういうことは当然あり得る、私はそれは對してそういう事実があつたか、ないかというところをお尋ねしたところが、だれがだれにということと言わなければ答えられない、こういうことでございまして、ところがただいまの時点においては、田中委員からはつきり申されませんでした、林委員について、文部当局に頼んで連絡してもらつたことは事実だといふたさいの御発言がありました。そこで大臣に重ねてお尋ねいたしますが、文部省がただいまのような都合を聞き合せて、連絡したりした事実がありますか、ありませんか。

○國務大臣（清瀬一郎君） 田中さんのおっしゃる通りだと思います。
○湯山勇君 そのほかの人についてはありませんか。

○國務大臣（清瀬一郎君） ほかの人も、非常にたくさんなことであるから、具体的にこれがあるかないか聞いて下されば、私は自分で電話をかけませんからわかりませんが、（またそんなことを言う）と呼ぶ者あり）部内を調べてお答えいたします。ただ全般に、文部省の役人が電話をかけたか、かけぬかとおっしゃつても、これは毎日のことですから、これははつきりわかりやしません。

○湯山勇君 わかりました。じゃ第二点。文部大臣は、今度は大臣です。あなたは大任就任以来、公述人に対してああいうことを言つてくれととか、ああいうことを言つてくれるなどといったようなことを依頼した事実は絶対ございませんか。責任ある答弁をお願いします。

○國務大臣（清瀬一郎君） 私自身のことでありますから、お答えいたしません。絶対にございせん。

○湯山勇君 わかりました。

○矢嶋三義君 委員長もう一点……

○委員長（加賀山之雄君） もういかがですか。委員長の提案は弊履のごく皆さん考えられて、はなはだ残念でございます。

○矢嶋三義君 一分間で終わります。文部大臣絶対にないといふことを言明されました。もし、あつたときはどうしますか。はつきりお答えになつて下さい。

○國務大臣（清瀬一郎君） 絶対にないでございます。

○矢嶋三義君 あつたときは……
○國務大臣（清瀬一郎君） 絶対にないでございます。ないから、あつた場合は合のことは考へておりません。そんなことがあつたことはありません。私はそんなことは絶対にしません。御信用願いたいと思います。

○委員長（加賀山之雄君） 先ほど委員長から提案をいたした次第でございしますが、いかがでございますか。
（異議なし）と呼ぶ者あり

○荒木正三郎君 先ほど委員長もこの事態をあいまいにする考へはない。真相は十分究明する。そのために理事會を開いて協議する、こういうことでございまして、私も賛成をいたします。（異議なし）と呼ぶ者あり

○委員長（加賀山之雄君） 御異議ないと認めます。これをもちまして、午前中の委員會を休憩いたします。直ちに理事會を開きたいと思ひます。
午後零時四十六分休憩

午後四時五十一分開會
○委員長（加賀山之雄君） これより文教委員會を再開いたします。
午前の委員會において湯山委員その他から提案されました、五月十二日公聴會における公述人林知義君の公述に至つた経緯に關する件について、理事會で協議を行つた結果、次のように話し合ひができました。

林知義君、宮沢八十二君、間淵豊君、平野忠一君に五月十七日午前十時参考人として本委員會に出席を求めること、この委員會は一般傍聴を許可しないこと、以上であります。ただいま報告の通り取り扱ふことに御異議ございませんか。
（異議なし）と呼ぶ者あり

○委員長（加賀山之雄君） 御異議ないと認めます。

なお、手続その他については委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
（異議なし）と呼ぶ者あり

○委員長（加賀山之雄君） 御異議ないと認めます。

○委員長（加賀山之雄君） これより地方教育行政の組織及び運営に關する法律案、及び同法律施行に伴う關係法律の整理に關する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 委員長にちよつと質問があります。

○委員長（加賀山之雄君） 矢嶋三義君。
○矢嶋三義君 委員長及び理事懇談會のただいまの結論は本委員會で了承されましたので、私もそれに賛成、それでけつておりますが、お伺ひ申し上げたい点は、この前の本委員會において請願、陳情はどういう内容のものであるか、本法律案審議において請願、陳情を取り扱ふということが話し合ひに出ております。本日の先刻の委員會においても、自民黨の田中委員からその必要性のある御発言がございました。それは委員長理事懇談會に移されたことになつてゐるのですが、その後、委員長理事懇談會ではどのような話し合ひがなされ、どういふ結論になつたのか、まだ一回も報告を承わっておりませんので、その点についてと、それからもう一点は、本法律案が本委員會に付託されて以来、委員長は慎重審議の原則を貫いて参られました。この委員長態度に私は敬意を表しま

す。そして委員長の基本的態度としては、国会は五月十七日までである、従って委員長は五月十七日を以て本委員会を運営しているのだということ、を、繰り返し御言明なさると同時に、国会の会期が延長になった際においては、さらに慎重審議の機会も与えられるのだから、だから、公聴会をいつに開くという御主張をぜひと強硬になさいます、当時は不幸にしてわれわれと意見が一致せず、ああいふ形で公聴会の期日が決定されたことは、同僚諸君のつとに御承知の通りでございます。すでに御承知のように、国会会期というものは第一院、衆議院において議決されました。参議院の意思決定のいかんにかかわらず、前例によつてこの会期延長というものは六月三日まで最終確定したわけでございます。この段階になりますという、私は委員長理事懇談会においては、今後週日をいかに審議日数として扱っていくかという、いわゆる審議日程というものをきめ願つて、そしてこの委員会を運営していただくのが、これは慣例でもありますし、またわれわれ議員としても非常に都合な点ですが、そういう点については委員長理事懇談会ではどういふ話し合いがなされ、いかうになつておるのか、早急に私はそういう点協議していただきたいということを御要望申し上げますと同時に、一応経過を御報告させていただきますので、本委員会でも承わつておきたい。

で、各方面からの陳情も今後はしなやかというよりな配慮で、実は正式の受理するのを待つておりました次第であります。大体のものがもろ本院で受理されたのではない。この辺でも、ほかの諸議は締め切つておるわけでございます。それで取り扱つてもいいんじゃないかと思つておりました、まだ正確な日時を、いつそれを報告するかというところについては、理事会でも実はまだ相談しております。明日の理事会を開催いたしますので、明日の理事会あたりで諮りたいと思つております。

それからこの審議日程でございますが、ただいま矢嶋議員の言われたことはその通りでございます。実は会期が衆議院で延長決議されれば、本院がいかに何いたしても、衆議院の議決できるわけでございますので、まず確定的に申してもいい段階。また本院は、御承知のように、意思決定はしておりませんけれども、そういう段階でございますので、まず六月三日までの会期延長は確定的とみてよろしいでしょう。しかしながら、私どももいたしましては、前もって各委員に、一体どれくらいの間を待つておられるだろうか、特に一般質問としてどれくらいの間を有意義に、時間がかかる見込みであるかということ、実はお伺い立てておつたわけですが、しかしながら、矢嶋委員を初め一ぱいあるのだということ、一ぱいということでは委員長においては日程をきつと立てる材料がございませんので、一つはつきりとしたところをお伺いしまして、理事会ではつきりした日程を立てたいと、かように考えます。まずその第一

段といたしましては、明日の理事会におきまして、日程をどういふふうにするか、延長国会に対応する方策を相談するつもりでございます。

○矢嶋三義君　もう一言、確かに私も質疑はあるわけでございますが、まあ今までのこの各委員会の審議日程等を顧みまして、いかうに重要な法律案がかけられなかった委員会におきましても、もうあと国会が四日、五日というような場合には、連日審議というところがございましたけれども、国会会期を数日あとして、あるいは十数日あとして、連日というふうな審議日程を組んだ例はまだまだかつてないと思つております。それで委員の質疑時間と関連を持たせなくちゃならぬのですが、その関係で時間を云々するということ、は考えられますが、本法案われわれ送付を受けてから、ゴールデン・ウィークはありました、それ以外は連日のべつまくなしにやられておりますが、これは前古未曾有の委員会の運営でございます。私、希望としては、まじめに言つておるのですが、議員としての他の業務をやるに当つても、あるいは健康上からいつても、また国会議員の健康上からいつても、私は少し御配慮をいただきたい。それで私は率直に希望を申し上げておきますが、明日委員長理事打合せでやられますれば、国会末期になつてはともかくとして、このところ週四日か、最大限まあ四日というところが私は常識的な運営ではないかと思つておる。この点は委員長長の良識に訴えて、明日委員長理事懇談会でお話しただくように、特に要望申し上げます。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○委員長(加賀山之雄君)　この法律にございましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○国務大臣(清瀬一郎君)　その通りでございます。

○高橋道男君　そういたしますと、県の方から別に圧力もかける必要もないのですけれども、ぜひ内申のない市町村についても異動に触れないと、全体としてははなだ均衡を欠くと申します。か、不都合が起るといふような見解があるときには、そういう場合にも県は触れられないと、従つて全体の人事運営にかへつて円滑を欠くというふうなおそれはないのでございましてよろうか。

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　私から御報告申し上げます。最初のこの諸議、陳情の件でございますが、これにつきましては、実は重要法案でございますので、

段といたしましては、明日の理事会におきまして、日程をどういふふうにするか、延長国会に対応する方策を相談するつもりでございます。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

○委員長(加賀山之雄君)　お答えいたしますが、実は妙なたとえを申しますが、私、むすこを持つておりますが、受験勉強の段階でございますので、早くやれやれと、試験が来てせつぱ詰まらないとやらないようじゃだめだなどと言つておられますが、なかなかやばり近づかないと勉強しませんで、つい試験のまぎわになつて勉強を始める。これはなかなかいい成績がとれない。委員会もそういうふうなことで、延長になつたと申ししても、気をゆるしなつたと申ししても、試験勉強みたいなことになつては困るんでございまして、これは一つ、先ほどの肉体的というお話もございまして、これは一つ、重要法案でありますだけに、私大へん非良識かもしれないが、御勉強を……

○政府委員(緒方信一君)　この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管でありました。市町村の教育委員会が持つておつたのでございまして、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけでございますが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけでございます。と申しますのは、市町村の学校の先生というものは、その市町村の設置いたしまする学校に勤務いたしまして、その市町村の教育事務を担当するわけでございます。従いまして、これがその職務の遂行につきまして、その職務の監督等はやはり市町村の教育委員会がこれを行うという建前をとつておるのでございます。ただし、三十七条

なつておりますが、これは市町村委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございます。よろうか。

で都道府県の教育委員会が任命権を行使するということにいたしましたのは、従来言われておりましたように、市町村で任命権を持っておりますと、異動につきまして円滑を欠くというような関係がございます、そのほかの情勢もござりまするけれども、そのために特にこういう規定をとつたのでございます。

そこで、しかしながら、まあ今申しましたように、繰り返しまするけれども、市町村の教育委員会は、市町村の公務員でござりまするもので、市町村の教育事務をつかさどるものでござりまするから、その市町村の学校を所管いたしまする教育委員会の内申を待つて、県の任命権を行うことがやはり必要と思つてござりまする。そこで、内申を待つてござりまするもので、今大臣から答へがございましたように、内申がなければ都道府県の教育委員会は任命権を行いたしません。しかしながら、内申がございました場合にはそれを十分尊重してやることにならざるを得ない場合

には、その内申と違つた結果も出てくるかと思つてござりまする、その場合には、やはり県に権限もござりまするから、その権限によつて行つたことに相なると思ひます。しかし内申がなければ、任命権の発動はしない。しかし建前は、先ほどから御説明いたしまして、市町村の学校という営造物にこれは勤務いたしまして、営造物を構成する職員でござりまするから、やはり市町村の内申、意見というものを十分尊重して、重んじていくという態度をとらなければならぬと考へまして、かようなことにいたしましたと思つたのでござりまする。

でございます。実際の運用におきましては、おそらく甲村、乙村の間に十分連絡ができて、あるいは県に對しまして事前十分に協議をいたしまして、そしてその協議がまとまつて初めて内申という手続もとられて、円滑な運営が実施できるものと私は考へておる次第でござりまする。

○高橋道男君 その御説明をいたしますことは、市町村の教育委員会を尊重するといふ、そういう意味に受け取つてよろしゅうござりまするか。

○政府委員(緒方信一君) 本法におきましては、やはり市町村の設置しまする学校の運営管理をいたしまする独立の機関として、市町村の教育委員会を設置してござりまする、その市町村の教育委員会に特に職員の服務の監督等を担当せしめるといふ建前で、この法律ができております。そういう観点からいたしまして、その任命権につきまして内申権を持つといふことは必要なことであるといふ方針をとつております。

○高橋道男君 それと對比いたしまして、指定都市の方には、県の教育委員会にかかる権限をあげて指定都市の教育委員会に委任しておるわけですね。そうすると、任命権というものはやはり指定都市が持つといふように解せられるのでありますが、この一般の市町村の場合には任命権というものはやはり県が持つておる。そうすると、市町村の場合はこれは委任事項じゃないけれども、権限は市町村が持つておるといふふうに解釈すべきものなんではないか。指定都市の立場とすね、それから市町村の立場と何か違いが、法文の上では違いがあるようで、実質上

は違ひがないと、こういうふうに考へられるのでござりまするか。

○政府委員(緒方信一君) この五十八条におきましては、いわゆる指定都市でござりまするが、現在の五大都市におきましては、都道府県の教育委員会が職員

の任免その他の人事に関する権限を委任することによりまして、この法律は法定委任でござりまする、この法律によつてそういう権限を委任したわけ

でござりまするもので、もともと根源は県の教育委員会にありまして、この法律によつては五大都市の教育委員会といたしまして、五十八条の規定いたしましたわけ

でございます。一般の市町村の教育委員会におきましては、これは委任することのできる規定がござりまするけれども、その任命権は都道府県でござりまするから、五大都市と一般の市町村の關係は明らかに区別されてござりまする、一般の市町村につきましては人事権だけ

につきましては委任するならば、内申権を持つことにとどまるのでござりまする、そこは区別がござりまする。○高橋道男君 そうすると、指定都市の場合は任命権は指定都市が持つと、こういうことですね。○政府委員(緒方信一君) さうでござりまする。

ものはどういふものか、お尋ねいたします。

○政府委員(緒方信一君) 二十七条の「前条第三項若しくは第四項又は第五十八条第一項の規定により、こ

うこととござりまするもので、これは五十八条第一項の規定によりまして、五大都市に委任されてござりまするこれらの人事に関する権限、これに對しても当然かかるわけですね。そのほかの市町村

につきましては、前条第三項若しくは第四項の規定によりまして、こゝろによりまして、その二十六条の規定によつて委任された市町村に對しましては、都道府県の教育委員会が指揮監督をするわけがござりまする。

○吉田萬次君 今の二十七条が出ましたから、ちよつとお伺ひいたしますが、教育長または教育委員会が指揮監督ができるというところについて、もしこれが服従しなかつた場合はどうなりますか。

○政府委員(緒方信一君) これは指揮監督と申しますことは、この前も一度御質問に答へたことがござりまするけれども、一般的に権限は委任しておるのでござりまするから、それを一々の人事について都道府県の教育委員会が具体的に指揮監督するといふことはなからうと思ひます。これは委任をいたしました建前もござりまするもので、委任をされた権限の行使を阻害するやうな指揮監督といふことはないと存じますが、一般的にいろいろな法令の規定に委任された権限が、法令の規定に基いて正當に適正に行われておるかどうか、あるいは委任されたいろいろな条件があるとするれば、その条件等に従つて適正

に行われておるかどうかといふようなことを、一般的に指揮監督していくことに相なります。ただ、それを聞かない場合にどうかといふことでござりまするが、これは今申しましたように、一般的に指揮監督でござりまする、それに従わなければならぬといふ規定はござりまする、相対指導助言よりも強い指揮監督でござりまするけれども、これは当然指揮監督を受けた方は十分これに従つていく態度をとらなければならぬと思ひますが、それを処罰をするといふふうな規定までもこれはしてないわけですね。その範囲において指揮監督していく、こういうことでござりまする。

○高橋道男君 お尋ねが前後するかもしれませんが、指定都市の場合に給与権、これも県から指定都市の方に委任されるのでござりまするか、財布のひもはちゃんと府県の方で持つておるのでござりまするか。

○政府委員(緒方信一君) 給与の負担はこれは従来と変わらなかつて、都道府県の負担でござりまする。

○高橋道男君 そうしますと、指定都市の方で隨意に給与を増額するといふやうなことが起り得ると思つたのですが、そういう場合に、府県との調節といふやうな必要はないのでござりまするか。

○政府委員(緒方信一君) その点は、この法律の四十二條で規定いたしておりますが、県費負担教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件につきましては、これは都道府県の条例で定めることになつておりますが、都道府県で定めた都道府県の条例に基いて、五大都市といへども、その権限を行使する

○吉田萬次君　五大都市と県との問題でありますが、五大都市の方で勝手に高級な教員をたくさん入れるということになって参りますと、府県とそれから五大都市の間におけるところの教員の良否というものが非常に影響すると思います。従つて、これは教育の機会均等の面から考えまして、将来において私は非常に遺憾の点が起きやしないかと思いますが、それをどうお考えになりますか。

きましても、都道府県教育委員会は県費負担教職員の任免等を適切に行うために、市町村委員会に対して一般的な指示を行うことができるという規定をここにいたしておりまして、かような点につきましては、一般的に指示を行い指導していくという権限を都道府県の教育委員会に持たせてありますので、これらの運用によりまして適正を期していかれることを期待しております。

○高橋道男君 期待しているとおっしゃることが、期待通りにいかないような場合に、二十七条の委任事務の指揮監督というところで調整をされるのだらうと、こう思うのですけれども、そういうことですか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御指摘のように、二十七条の指揮監督、それから繰り返して申しますけれども、先ほどの四十三条の第四項の一般の指示と、こういうような規定が、も

所から教育について十分判断をしていけるような識見のある人というのを求めているわけでありませうけれども、しかし、なおこの規定は教育の専門家であつてはいけないということじゃないのでございまして、教育委員の中に教育の経験があり、十分の専門の知識のある人も、これは長の判断によりまして任命することができることになっております。そこでさうな観点から任命されました委員の中から教育長

ましたように、教育長というものは教育に對しまして識見があることが必要でございますと同時に、一般的な行政能力というものを考えなければならぬと思います。さような観点からいたしまして、現在定めておりますようないわば形式的な条件というものは、むしろ適任者が得られないおそれがあります。できるだけ適任の者を求めるといふ観点からいたします場合には、現在教育公務員特例法に定められており

—五—

明るくないというところが起ります場合に、その委員会は三人から構成されるのであつても、事実上は委員長兼教育長である人の独断的な運営が行われる、そういうことも心配になるのでございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員会の委員長は、委員会におきまして互選をいたすわけでございまして、それからなお市町村の教育委員会において委員の中から教育長を選ばうわけでございしますが、ただいまおあげになりましたような事例も出てき得ることに相なると思ひます。ただし、これは委員といたしましては、同じ立場でございまして、三人なり五人なり、三人は特別の場合でございすけれども、その合議体の執行機関、従ひまして、その委員が会議を開いて、意思を決定して、それが教育委員会の意思として決定されて、初めてそれが行われるわけでございまして、その意思を決定するための委員といたしましては、これはいづれも同じ立場であらうと存じます。そこで教育委員長は会議を招集したり、いろいろ職務がここに規定されておりますけれども、その意味におきましては、会議を招集し、あるいは法律行為の名義人となるような意味で代表権を持つ、会議を主宰する、こういうことになりすけれども、今私が申しましたように、委員会の意思決定の場合にはほかの委員と同じ資格に相なる。ただ可否同数のときに委員長がきめるところによると規定はございす。その意味じゃ若干違つた点が出てきまうけれども、委員としてはどの委員会でも同じようなことに相なりまう。

それからさらにまた教育長と兼ねる場合におきましても、教育長は教育長としての職務がございすけれども、これもまた委員会といたしましては、資格におきましては、ほかの委員と同じ立場で委員会の意思の決定に参与するわけでございすから、私はこういう制度におきましても、委員会の機能發揮をしていく上におきましては、支障がないんじゃないかと、こう考へております。

○高橋道男君 法文の制度上は今局長のおっしゃる通りで間違ひないと思ひますが、事実上は委員長、特に委員長と教育長と兼ねておられるような場合には、ほかの二人ないし四人というのが全く有名無実化するやうにどうも私は思はれてならぬ。その点これは私に尋ねるだけの資料を持つていないのですけれども、そういう懸念があるというところだけ今日は申し上げておきたいと思ひのであります。

次に先般お尋ねが中途になつておつたのですが、教科書以外の教材の扱い、これは三十三条の二項において、「教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させることとする定を設けるものとす。」とございすけれども、これは一切のものを届け出させる、あるいは承認を受けさせると、こういう決定的な、総括的な意味であるのか、あるいは届け出させないこともできる、あるいは承認を受けさせないで使はせることもある、そういう余裕のある意味でございすのか。その点によつて教材の扱い方が非常に違つてくると思ひのです。

○政府委員(緒方信一君) この規定の解釈は、教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとす。」というところでございすので、定めを設けることはしなげなう。届け出させるか、承認を受けさせるか、こういう定めを設けなければならぬと思ひますが、その定めを設ける場合に、その範囲につきましては、これは教育委員会の判断によつて違つてくる、さうな解釈であります。従ひまして、ある部分を届け出させるということもあつて、ある部分については承認を受けさせるということもございす。それからある部分については全然承認を受けさせないで使はすこともある、こういうやうに解釈してあります。今お話のありました、内容といひましては、ゆとりのある定めを作じて得る定めはございす、かように存じております。

○高橋道男君 それはこの条文から見ますと、一切合切届け出させなければならぬというふうに受け取れるのでございすけれども、今局長の言われたやうな、一部定めから除外するものもあつてよろしいというやうな解釈は、ちよつと私受け取れないのです。しかし局長が、これはこういう解釈だとおっしゃるのであれば、それをまともに受けて、届け出をせずにも使はうことができる、こういう定めができるならば、こういうことに一応了承して、どういふものを届け出させる、どういふものを承認を受けさせるか、こういう点については、今教育委員会の

判断にまかせるという意味のようによつて受け取れたが、そうすると、これは非常に全国何千の教育委員会でありまうから、まちまちになるおそれがあるものであります。そこで、また重ねて前回もお尋ねしたのでありますが、基準的なもの、あるいは政令等の方法によつて、こういうものは届け出をさせる、あるいは承認を受けさせる、そういうやうな用意をされる必要があるのじゃないかと考へて、その点の御見解を念のために承りたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) ただいまの第二項の解釈は、第一項の関連におきまして、「基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとす。」と、こういうことでございすので、この関連においてそのゆとりのある解釈ができる、そういう趣旨である、かように御了解いたされたと思ひます。

それから、今の御質問の、教育委員会の判断によつてやることになれば、いろいろまちまちになるだらう、そこで従つて何か文部省で基準的なものを設けて、それによつてやる必要があるのではないかと御質問でございす。この前も申し上げましたやうに、私のただいま考へておりますところは、教材といふものは種々さまざまございまして、それを一々文部省の方で取り上げまして、これは届け出させるべし、これこれのものは承認を受けるか、どういふ教材を使つておるか、ということを十分あらかじめ知りまして、それに基きまして、さらに有効な指導をしていくということも、この制度によつて可能になつてくると思ひます。

ただ教材といたしまして、十分研究をすることは、文部省としまして、今後ともやらなければならぬと思ひます。文部省では現に視聴覚教育課といふのがございまして、ここで視聴覚教材の研究をいたしておりますので、これらについて地方にその結果を指導したいという、そういうことは今後とも非常な努力をしなければならぬと思ひます。ただ届け出をさせたり、承認を受けたりすることににつきましては、これは地方々々の考え方もあるかと思ひます。これはこの前もこの趣旨を御説明いたしましたけれども、教材の教育価値の点もございすけれども、あるいはまた父兄負担の点からこのことは非常に大きな問題でございまして、さうな観点から、こういう場合に届け出させる、こういう場合には承認を受けさせるというところは、やはり地方々々の教育委員会の判断によつてやつてもらつた方が適當ではないだらうかと考へておるわけでございす。

それからまたこういう制度を設けなければならぬ趣旨は、さらにもう一つ申し上げますと、これは必ずしも規制をしていくということだけのことでないのでありまして、届け出をさせたり、承認を受けたりすることに、よつて、教育委員会が十分所管の学校の行なつております教育について、その教材がどういふやうに使はれておるか、どういふ教材を使つておるか、ということを十分あらかじめ知りまして、それに基きまして、さらに有効な指導をしていくということも、この制度によつて可能になつてくると思ひます。

なおまた、いろいろお話がわたりま
すけれども、届け出の方法につきまし
ても、あるいは一々そのつど届け出の

方法を必ずしもとりませんでも、教育計画というものは学年の初めなり、学期の初めなり、あるいは月とか週とか週の初めなりに相当まとまって立てられるものでございますから、そういう際、自分の学校の教育計画の中に、そういう教材を取り入れたいというふうな包括的な届け出をさせるという方法もあろうかと存じます。さような事柄につきまして、やはり教育委員会の判断によってやってもらう方が教育上有効じゃないかろうか、かように考えておる次第でございます。

○高橋道男君 御当局の考えておられるところは大体わかと思うのでございますが、しかし、いずれにしても教材というものが非常に多いですね。従つてその全部を届けさせる必要はないと思ふのですけれども、そういう考えからすれば、当然オミットしておいても、最初からこういうものは届け出る必要はないというような、オミットして考えられることもできると思うのです。たとえば今局長がおっしゃった文部省で視聴覚課があつて、そこでいろいろな教材なども指導することができるといふようなことをおっしゃいますが、その文部省から指導されるような視聴覚の教材にいたしても、もしこの法文を野放しにしておけば、文部省から指導されるものについても、やっぱり教育委員会の承認を得なければならぬ、届け出をしなくちゃならぬというような変な自己撞着が出てくると思うのでありますが、従つて、こういうものは当然要りませんぞとい

うような指示を最初からしておく方が親切じゃないかというようにも思うのですが、いかがですか。

○政府委員(緒方信一君) 私先ほかから申し上げておりますのは、教材の種類によりまして、こういう教材はこう届け出さしたらよからう、こういう教材は届け出さなくてもいいだろうというような、何と申しますか、種類によりその範囲を限定していくということ、これは適当じゃないだろうということ、これを申し上げたわけでございます。ちょっと具体的に申し上げますと、かりに副読本は届け出さしたらよからう、ワーク・ブックは野放しにして置いてもいいじゃないか、こういう一般的に

言うことは不適当じゃないかと思ひます。そのことを先ほどから申し上げております。ただ一面、先ほどから申しておりますように、文部省におきまして視聽覚教材等を積極的に研究しまして、積極的にこれを地方に指導していく、こういうものを利用したらよからうと、指導していくことからみますので、これはおのずからただいまおつしやいましたような、そういうものについては、おそらく教育委員会自体が文部省が指導しますものをさらに届け出させるとか、承認を受けさせるということにはならぬだろう、積極的な指導を文部省はしていく、かようなことで、ただいまの御質問のような趣旨は達し得るのじゃないかと考えております。

○高橋道男君 何か細部の点でもう一つ納得のいきかねるようなものがあるように思ひますけれども、きょうはその点についてはその程度にいたしておきたいと思ひます。

もう一点、五十二条の措置要求の点でございますが、五十二条の冒頭に「文部大臣は、地方自治法第二百四十

六条の二の規定にかかわらず、この地方自治法の規定にかかわらずとあるのは、これは総理大臣が措置要求をする条文でございしますが、総理大臣は一切がっさいを行政上に関して措置要求をすることが考えられていると思うのでございしますけれども、そういう規定にかかわらず、教育の問題に関しては総理大臣ではなしに、文部大臣が措置要求をするのだ、こういうことでございまいしうか。あるいは総理大臣もまた教育の問題について措置要求をすることができるといふことも含まれてい

るんでございまいしょうか。というのは、地方自治法の方はそのまま総理大臣は総括的なことができる、そのうちで文部大臣は除外的に教育のことだけをやるんだ、総理大臣は教育のことはできないんだ、こういう意味でございまいしょうか。

○政府委員（緒方信一君） ただいまおっしゃいました後者の方でございまして、その地方自治法第二百四十六条の二の規定にかかわらず、この規定の適用を排除いたしました、教育事務につきましては文部大臣が措置要求をする、こういう趣旨でございまして。

○吉田萬次君 この五十二条のところでは、「文部大臣は、必要があると認める場合においては、」という、この必要があると認める場合というのは、どういう場合を言うんです、これは。

○政府委員（緒方信一君） これは五十二条第二項のただし書きの御質問だと存じますが、これは本文を申し上げますと、文部大臣は前項の規定による措

置——改善是正の措置をとることを要求するその措置でございます。要求するといふ措置でございます。これを市

町村または市町村教育委員会に対して行います場合には、都道府県委員会をして行わせるわけでございます。原則としてさようでございます。しかし、特別に必要があると認める場合、これは文部大臣がみずからその措置の要求をする、こういう趣旨であります。で、必要があると認める場合はどういうことかというお話でございますが、これは一般的にたとえは一つの市町村の關係だけじゃなくて、一般的に全国的な範圍にわたる事項があると

か、あるいは府県の境を越えて、まあこれは境界を越えて問題があると、そういうような場合にはみずから文部大臣が措置要求をする、こういう規定でございませう。まだそのほかにもあるかもしれませんが、一例を申し上げますと、いまのような場合が想定されま

す。

○吉田萬次君　私はこの条文について二、三質問したいと思います。本来は總括質問あるいは逐条審議というよりなことになるかとおりますけれども、しかしながら非常に会期も切迫してきたような感じもいたしますので、一、二質問をいたします。

十一一条のところで「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない」ということがありますが、この秘密ということはどういうことであるか、いわゆる良識のある委員に対して、かような事柄は酷ではないかと思ひますが、これはどういふことですか、お伺いいたします。

○政府委員（緒方信一君） 教育委員会は、二十三条に掲げておりますような職務権限全般にわたって担当するわけ

であります。その中にもございますように、たとえば人事に関するところもいろいろと担当するわけでございまして、従いまして、教育委員が委員会の議に上ったさような人事に関する秘密、これを正当な理由がなくして漏らすということはいけませんので、その関係をここで規定いたしましたわけでございます。

○吉田萬次君　それから三十四条のところに、教育長あるいは教育委員、ここに教育長が任命するということがあります。現在において採用するの

に試験をしておるのであります。試験といふものはどういふ關係になりますか。

○政府委員(緒方信一君) これは教職員の採用につきましては、まず選考といふことがございます。これは一般の競争試験ではなくて、特に教職につきましては選考をいたしまして、その選考をいたしました者を特に教育長がその中から推薦をして、教育委員会が任命するといふ趣旨を三十四条には規定いたしましたわけでございます。これは、ただいま申しましたのは一般教職員でございすけれども、三十四条の中には、教職員以外の学校その他の教育機関の職員がございすので、必ずしも選考によるものだけではありませんけれども、教職員について申しますと、選考いたしましたして、その選考いたしました者の中から推薦をする、かようなことに相なります。

○吉田萬次君 それから三十八条であります。三十八条に内申権を積極的

に認めて……、それはよろしいのですけれども、内申権というものは、これによって乱用せられたり、あるいはブレイキとなるようなおそれがあると思ひますが……。

○政府委員(緒方信一君) 市町村の教育委員会の内申を十分尊重してやうていく趣旨は、先ほど申し上げた通りでございますが、これはただいまの御趣旨は、市町村の教育委員会が内申をしない場合があるのじゃないかという御趣旨かと思ひます。あるいはまた内申の趣旨と違つた方向に、県の人事権の行使ができなくなるんじゃないかといった御趣旨かと思ひます。内申が全然ない場合には、これは先ほど申しましたように、県では任命権の行使はできないわけでございますけれども、しかし内申がありました場合、これは十分尊重しなければなりませんけれども、権限といたしましては、これは先ほど申しましたけれども、それと違ひ人事権の行使ということも、これはあり得るわけでございます。

○吉田萬次君 五十二条に、文相が必要があると認めた場合という……、それは済みましたね。それじゃこの程度で……。

○田中啓一君 ただいまの高橋さんの御質問に關連いたしました、例の教材の点でございますが、これは私も大臣なり局長なりから御説明がたびたびありますように、すなおに解すれば当然然解せられると思ひますが、まあ日本放送協会を初めとして、その他のところから、もう何を使うにも一々教育委員会に飛んで行つては承認を受けなければならぬ、届け出をしなければならぬ、こういうふうに言

うて、本条をはなれども不都合な条文である、こういう意見が出ておられます。また公聴会においてもそういうような意見が出ておるのであります。が、もうだんだん質疑を通じて明らかになっておるのでございますが、よくまあ新しいいろいろな立法の際に、少し例は当らぬかしれませんが、たとえば農業協同組合法というよりなもの施行に當りましては、元の産業組合法と異なりまして、かなり自由な設立主義になっておるのであります。そこで、定款なども何を書いていいからとわからぬ。これは、教育委員会は村に一つずつできるものでありますから、その例の模範定款例と言つたら悪いかもしれませんが、たとえばこういうような教育委員会規則を作つたらどうかと思ひます。このころ作れという通牒を出されても、これまたなかなかむずかしいであらうが、そういうことも何かのものを、将来この教育委員会規則を制定されるに當り参考資料といたしまして、そうして文部省が具体的な模範定款例というものは、その通りのものをだれも作るわけじゃありませんけれども、かなり具体的にできているとしたすすれば、その通りに定款を作つてもよろしいことになるわけですね。

○田中啓一君 そうですね。それより、その方法だと私思ふのでありますが、これはよほど何か具体的な指導がないと、誤解のままで行つてしまふという心配があるもので、委員各位からもしばしば御質問があることだと思ひます。そんなような何か御考慮はございませぬか。一つ大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) ひとつともな御尋ねであります。一つの標準的のこれを作りますと、それでなくとも、文部省が國一の教育をするといったような、他面非難も出るわけなんです。またそれはもつともであつて、地方によつて、いわゆる地域社会によつて大へん違いがありますね。北海道なり鹿児島島の遠い所と、同じ東京にあつても、下町の繁華街の映画館もたくさんあり、まあ今度は赤線、青線はなくなりますけれども、そういう所があるもので、これだという標準を示すよりも、この法律の解釈はこうだという解釈を丁寧に出して、それでのおずから地方の教育家が納得して下さるようなふうにまあいたしたいという心持でおるのであります。それには事例、たとえば新聞雑誌といつても、アカハタなんかはよくないぞぐらひは書いてもいいだろうと思ひます。かつては山口日誌といったようなものがあつた、全く同じものは現われないだろうけれども、日記などもよく注意して下さい、それからこの法文の解釈ですね、これはあるが、しかしこれを皆やれという意味じゃない。これは私はこう読めば、ちよつと余談になりますけれども、第二項は第一項の枝ですわね。第一項の枝に——基本事項について必要な教育委員会規則と、そうすると、必要なものはやらぬでもいいのです。ね。だからその解釈で、これは一項との牽連で必要なものでないのだといったようなことを、親切丁寧に解釈は下さんならぬと思ひます。この法律は終戦後の文休によりましたので、ほかのところでも非常に読みにくいのであります。自然解釈を出そう

と、解釈ということではそれがわかつて下さるようになる方が穏当じゃないかと、こういう心持でおるのであります。

○田中啓一君 ただいまのその大臣の用意周到なるお考えは、まさに了承いたしました。私がまことにざつぱらに模範定款例のごときと申しましたが、これ、またしても問題になるかと思ひます。その解釈を十分にしたいといふことはよくわかりますので、そこでもう一つこれはまあ質問というよりも、お願いなのであります。この条文——何条かは忘れましたが、この第一項の方がまことにわかりにくい、読みにくい私は条文のように実は思ひます。何かこう建物や設備の管理規則でございますね、そういうものを作れ、こういうふうのことかといふと読めらるんですよ。そうすると今度は教材について国文はどこにしまつておけとか、その図書はどこにしまつておけとか、出し入れをするにはどうやるんだぞ、こういうような施設、建物、物品等の管理規則を定めようという趣旨かといふと、こゝろ一応私は思つた。それから二項へいきますと、教材というものはその使ひものはいろいろあるが、使つていいものもあるし使つて悪いものもある、何ものでも教材に使つていいというものはない。であるから一つこゝろいふものを使わんとする場合は承認を受けよとか、こゝろいふこれのものではせめて届け出をしよとか、こゝろいふようなことが二項に書いてあるわけなんです。どうも何かこの条文はそ

ざいますから、御説明を願ひたいことと、それから今の大臣のお話のように、これは一つなるべく解釈を十分にしたい、それでみんなにわかるようにといふことでございますならば、私のようなそつかしい者もおると思ひますから、そこを一つよく第一項の本条の方から御解釈、御説明をおわかりやすくしていただきたいという希望を申し上げます。何か少し誤解があるかもしれませんので、それを一つ明らかにしていただければけっこうでございます。

○政府委員(緒方信一君) 申し上げるまでもなく、教育委員会は学校その他の所管に關する教育機関につきまして、その管理運営の責任を持つていふものであります。従ひまして、学校その他が適正に運営されて適正に管理されていくということを常に心がけねばならぬと思ひます。そのためにやはり教育委員会規則でその基本になります事項は十分に定めておいて、それに従つてこれが運営されるということを目指すべきであると存するわけでございます。それでこの三十三条の第一項の規定は、教育委員会といたしまして上げました学校その他の教育機関との關係を明確にしたいということでございます。たとえばここに書いてござい

出ておりますが、教材の取扱いでござい
ますけれども、必ずしも取扱いと申
しまして、そのものを管理してどこ
にしまっておくことだけじゃござ
いせん。いかような教材を学校で
選ぶべきか、あるいは価格にしまし
て、あまり高いものは困るならば困
る。といったような線の引き方もござ
います。それが第一項の趣旨でござ
います。

第二項はそれに関連しまして出てき
た教材について、特別にその中でこ
ういふ定めを特にしてもらいたい、する
ものである、ここの規定にいたした
のでございす。ただいまの御説明で
十分であるかどうかはわかりませんが、
そういう趣旨でございすから、御承
願いしたいと思います。

○田中啓一君 実はどうもまだよく
はつきりしないわけでございす。私
にはどうも前段の方の御説明を伺っ
ておりますと、よくこれまで市町村に
造物管理規則なんというものを作れ
という事になっておりまして、それで
施設あるいは物品等の管理規則を作れ
というようにみえるわけだ。つまり
これは公共のものでございすから、
それを市町村住民なりあるいは特定の
児童、生徒なりがこれを利用するに
ついでに管理の規則を作るんだとい
うに一応みえるのです。それと同時
に、今度はもう一面は、たとえば理科
の器械あるいは図書の購入について
も、ある範囲は学校に何を買いとか
いうことをまかせておくが、しかし予算
というものでワケはきまるものにして
も、その実行上大英百科事典なんとい

うものも小学校に備えつけるというこ
とになれば、図書費は一ぺん使っ
てしまふということになりますから、そ
こには一つ承認を受けなければいかぬ
ぞという、ここの趣旨は委員会と学
校との関係をおきめになるのか、そ
ういうことも含んでおるのかというよ
うな点。

それから図書で教材になるものもた
くさんございす。それが、ここの趣
旨を生徒に使わせるのがいいか悪い
かという点に点について、よしあ
しについてとにかく教育委員会の方に
承認を受けるなり届け出たりして、そ
れも一々というのじゃなくて、それも
包括的に、抽象的になん承認または
届け出という事は運用できるであ
りまして、ここの趣旨は規定でな
い。ことに教育だものではないか。
それから、ここの趣旨は規定でな
い。ことに教育だものではないか。
それから、ここの趣旨は規定でな
い。ことに教育だものではないか。

○政府委員(緒方信一君) だいたい
あけになりまして、いすれも含んだ、
括弧をして規定をすることを規定して
おります。それでこれは学校でござ
いますから、ただいまお話をうな、こ
ういふ設備の面とかという点も、こ
れは出て参りますけれども、また一面、
教育の運営そのものの基本的なことも
これに出てこなければならぬと存じま
す。まあこれは学校自治をまかせつ
きにして、教育委員会の方でちゃんと

した規定を作らないでおいちゃ困るの
でございす。向うが責任を持ち、教
育委員会が少くとも基本的な事項につ
きましては、教育委員会の規則で定め
て、その運営を軌道にのせてやって
いくということが必要でございす。
で、その点についてこの規定を設けた
わけでありす。もちろん細部の点は
学校にまかせる部分が非常に多いと思
いますけれども、少くとも基本的な事
項についてはきめておく必要を認める
わけにございまして、そのことを三十
三条は要求いたしております。

○国務大臣(清瀬一郎君) ちよつと私
からお聞きしやございせんが、申し
上げたいと思ひます。これは、第二十
三条と非常に関連をしております。こ
の中の施設、設備という、設備とい
うのは、あなたのおっしゃる学校の施
設、学校の設備、すなわち、二十三
条の第二号ですか、それから第七号、こ
ういふことで、これはどこにしまつて
おけ、大事にせい、借り出しのときは
届けると、ここの趣旨は規定でな
い。ことに教育だものではないか。
それから、ここの趣旨は規定でな
い。ことに教育だものではないか。

ことにもかかると、それをあまりこま
かにしないで、基本的なもので、かつ
その土地に必要なものをせいと、こ
ういふことを含んでおるつもりなん
です。このごろの法律は私も昔から見
ると非常にむずかしくなつて、起案し
ながら私も惑うておるのですけれど
も、そういうことでございすから、
これだけ補充しておきます。

○委員長(加賀山之雄君) いかで
ございまして、本日はこの程度で散
会いたしませうか。

○委員長(加賀山之雄君) 御異議な
いと認めます。それでは本日の文教委員
会はこの程度で散会いたします。

午後六時十二分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、教育公務員特例法及び教育公務
員特例法第三十二条の規定の適用
を受ける公立学校職員等について
学校看護婦としての在職を準教育
職員としての在職とみなすことに
関する法律の一部を改正する法律
案(衆)

教育公務員特例法及び教育公務員
特例法第三十二条の規定の適用を
受ける公立学校職員等について学
校看護婦としての在職を準教育職
員としての在職とみなすことに関
する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育公務員
特例法第三十二条の規定の適用を
受ける公立学校職員等について学
校看護婦としての在職を準教育職
員としての在職とみなすことに関
する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育公務員
特例法第三十二条の規定の適用を
受ける公立学校職員等について学
校看護婦としての在職を準教育職
員としての在職とみなすことに関
する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育公務員
特例法第三十二条の規定の適用を
受ける公立学校職員等について学
校看護婦としての在職を準教育職
員としての在職とみなすことに関
する法律の一部を改正する法律案

すことに関する法律の一部を改
正する法律
第一条 教育公務員特例法(昭和二
十四年法律第一号)の一部を次の
ように改正する。
第三十二条の次に次の一条を加
える。
(旧恩給法における養護助教諭
の取扱)

第三十二条の二 恩給法の一部を
改正する法律(昭和二十六年法
律第八十七号)による改正前の
恩給法第二十二條第二項の助教
諭には、養護助教諭が含まれて
いたものとする。

第二条 教育公務員特例法第三十二
條の規定の適用を受ける公立学校
職員等について学校看護婦として
の在職を準教育職員としての在職
とみなすことに関する法律(昭和
三十年法律第八十五号)の一部を
次のように改正する。

本則中「昭和四年十月二十九日
以後において、学校看護婦、学校
衛生婦、養護婦等の名称で児童、
生徒等の養護に當つていたものを
いう。」を削り、「文部技官をい
う。」の下に「以下同じ。」を、「改
正前の恩給法」の下に「以下旧
恩給法」というを、本則を
第一条とし、同条に次の一項を加
える。

2 前項の場合において、当該学
校看護婦が官立又は国立の学校の
養護訓導、養護教員又は養護
教諭となつた場合については、
旧恩給法第四十二條第一項第四
号の規定の例による。
第一条の次に次の二条を加え
る。

第二条 前条の学校看護婦とは、
国庫又は地方公共団体（もとの
外地の地方公共団体を含む）か
ら俸給その他これに相当する給
手を受ける官立若しくは国立又
は公立の学校の職員のうち、昭
和四年十月二十九日以後におい
て児童、生徒等の養護に当つて
いた者で、常時勤務に服してい
たものをいう。

第三条 前二条に規定する公立の
学校には、恩給法の一部を改正
する法律（昭和二十一年法律第
三十一号）による改正前の恩給
法第二十二条第一項に規定する
在外指定学校を含むものとする。
この場合において、当該在
外指定学校の職員に關し前条の
規定を適用するについては、同
条中「もとの外地の地方公共団
体」とあるのは、「在外指定学校
を設置するもの」と読み替える
ものとする。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 第一条の規定による改正後の教
育公務員特例法第三十二條の二
の規定は、昭和二十三年四月一日か
ら適用する。

3 第二条の規定による改正後の教
育公務員特例法第三十二條の規定
の適用を受ける公立学校職員等に
ついて学校看護婦としての在職を
準教育職員としての在職とみなす
ことに關する法律の規定は、昭和
三十年七月二十五日から適用す
る。

五月十二日本委員会に左の案件を付託
された。

一、地方教育行政の組織及び運営に
關する法律案反対に關する請願
（第一三七八号）（第一三九七号）
（第一三九二号）（第一四二五号）
（第一四二六号）
一、教育委員会法改正反対に關する
請願（第一三八五号）（第一三八六
号）（第一三八七号）（第一三八八
号）

一、地方教育行政の組織及び運営に
關する法律案等反対に關する請願
（第一三九七号）
第一三七八号 昭和三十一年五月二
日受理
地方教育行政の組織及び運営に關する
法律案反対に關する請願
請願者 岩手県盛岡市上田小路
一九九 小川仁一外二
十七万七千三百十六名

紹介議員
千田 正君 鈴木 一君
須藤 五郎君 長谷部ひろ君
羽仁 五郎君
教育の民主化を実現する基盤は教育委
員の公選制にあることを堅信し、全
国の教育委員会と教師たちは苦しい地
方財政の中であらゆる困難とたたか
いながら教育の充実を図つてきたにもか
かわらず、「地方教育行政の組織及び
運営に關する法律案」が既に衆議院を
通過して参議院において連日審議さ
れ、公選制廃止により教育を国民の手
から奪ひ、教師の自由を束縛し、教育
の政党支配と中央集権官僚制が実現
されようとしているが、政府が世論を
無視し、識者の忠言に耳をかさず、与

党の数をたのんであえてこれを通過さ
せるようなことがあれば、全国の教育
は必ず混乱に陥り、日本の将来と国民
に對して最大の不幸をもたらすことは
明らかであるから、わが国の民主教育
を守り、青少年の健全な成長を図るた
め目下審議中の同法案が撤回せられる
よう善処せられたいとの請願。

第一三九七号 昭和三十一年五月二
日受理
地方教育行政の組織及び運営に關する
法律案反対に關する請願
請願者 東京都千代田区西神田
一ノ二三 永井喜三郎
外六百九十一万六千二
百九十五名

紹介議員
高田なほ子君 秋山 長造君
阿具根 登君 安部キミ子君
天田 勝正君 荒木正三郎君
小酒井義男君 片岡 文重君
加藤シヅエ君 江田 三郎君
大倉 精一君 岡 三郎君
岡田 宗司君 小笠原二三男君
上條 愛一君 龜田 得治君
河合 義一君 菊川 孝夫君
木下 源吾君 小林 亦治君
小松 正雄君 近藤 信一君
佐多 忠隆君 重盛 壽治君
竹中 勝男君 田中 一君
田畑 金光君 千葉 信君
戸叶 武君 中田 吉雄君
永井純一郎君 永岡 光治君
成瀬 幡治君 野澤 勝君
羽生 三七君 平林 剛君
藤田 進君 藤原 道子君
松澤 兼人君 松本治一郎君
三橋八次郎君 三輪 貞治君

第一三八五号 昭和三十一年五月四
日受理
教育委員会法改正反対に關する請願
（六通）
請願者 長野県埴科郡屋代町大
字屋代一、七七一 塚
田清一郎外六十七名

第一三九二号 昭和三十一年五月七
日受理
地方教育行政の組織及び運営に關する
法律案反対に關する請願
請願者 岩手県盛岡市花屋町二
四四岩手県高等学校P
TA連合会内 長岡文
蔵

紹介議員 宮城タマヨ君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同
じである。
第一四二五号 昭和三十一年五月九
日受理
地方教育行政の組織及び運営に關する
法律案反対に關する請願
請願者 群馬県前橋市桑町一
佐藤美恵子外四千三百
三十七名

紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同
じである。
第一四二六号 昭和三十一年五月九
日受理
地方教育行政の組織及び運営に關する
法律案反対に關する請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町
坊沢 寺田孫蔵外六万
五千三百九十九名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同
じである。

第一三八六号 昭和三十一年五月四
日受理
教育委員会法改正反対に關する請願
（三通）
請願者 長野県埴科郡屋代町粟
佐一、四四四 堀内猛
外十七名

紹介議員 安部キミ子君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同
じである。
第一三八七号 昭和三十一年五月四
日受理
教育委員会法改正反対に關する請願
（四通）
請願者 鹿児島市武町一四七鹿
児島県教育委員会内
迫田栄二外五十七名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同
じである。

この請願の趣旨は、第一三八五号と同
じである。

第一三八八号 昭和三十一年五月四日受理

教育委員会法改正反対に関する請願
(三十三通)

請願者 長野県埴科郡屋代町大字森 岡田義信外六百一名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一三九七号 昭和三十一年五月七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都中野区野方二ノ一、二二七 統四郎外二千三十四名

紹介議員 矢嶋 三義君 安部キミ子君

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案は、教育委員の公選制を廃止し、教育に対する中央の指導力を強化しようとするものであつて教育行政上、いちじるしい弊害をもたらすことは必定であり、又教科書を政府権力で権限しようとする教科書法案も学問の自由を犯すものであるから、両法案の通過を阻止せられたいとの請願。

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局